

外部からの人の受入について（職員周知）

- 1 ここでは外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティア、見学者などをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
 - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
 - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状が一切ないこと。
 - ③ 国指標のステージⅢ及びⅣに該当する新規感染者（*1）が見られる市区町村を14日間以内に訪問していないこと。
訪問場所が三密の環境下で、不特定多数の集合する場所（集会やイベントなど）を訪問していないこと。
 - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～③に当てはまる人と14日間以内に接触がないこと。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、訪問した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者との接触した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。

- （*1） 国指標ステージⅢ・Ⅳの新規感染者報告数
- ・ステージⅢ 15人/10万人/週 以上
 - ・ステージⅣ 25人/10万人/週 以上